

# 上野事務所ニュース

23年11月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 平成24年3月31日で終了予定の助成金について

以下の助成金は平成23年度で終了予定です。平成24年3月31日までに正規雇用された労働者までが、助成金支給の対象となります。正規雇用前に有期雇用を行わなければいけない助成金もありますので、対象者の雇い入れ時期にご注意ください。

### ①若年者等正規雇用化特別奨励金

年長フリーター等や採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等をハローワークの紹介で雇い、正規雇用した場合支給

#### 支給額

6ヶ月経過後50万円、1年6ヶ月経過後25万円、2年6ヶ月経過後25万円(計100万円、中小企業)

### ②3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

3年以内の大学等の既卒者をハローワークの紹介で正規雇用した場合の助成金

#### 支給額

100万円(正規雇用から6ヶ月経過後)同一事業所1回限り

### ③3年以内既卒者(新卒扱い)トライアル雇用奨励金

卒業後3年以内の既卒者をハローワークの紹介で有期雇用(原則3ヶ月)しその後正規雇用した場合の助成金

#### 支給額

月額10万円(最大3か月)、正規雇用後3ヶ月で50万円(計最大80万円)

### ④既卒者育成支援奨励金

卒業後3年以内の既卒者をハローワークの紹介で有期雇用(原則6ヶ月)しその間に研修を行い、その後正規雇用した場合の助成金

#### 支給額

月額10万円(最大6ヶ月) 座学経費月額5万円(最大3ヶ月) 正規雇用後3ヶ月で50万円(計最大125万円)

## 雇用調整助成金の特例について

**円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を**

利用する対象期間の初日が平成23年10月7日以降である事業主の方には以下の特例を設けました。

①生産量等の確認期間を、最近1ヶ月に短縮します。(最近3ヶ月)

②最近1ヶ月の生産量等がその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みである事業所も対象とする(支給決定時、実際に減少していない場合は対象外)

## 外国人雇入れ時の就労資格確認①

外国人を雇入れる際、就労可能な在留資格

者であるかを外国人登録証明書で確認してください。コピーではなく、実物で行いましょう。

不法就労外国人を雇用した事業主は、入管法により3年以下の懲役又は300万以下の罰金に処せられます。

在留資格は以下の通りです。

①就労が認められる在留資格(活動に制限無し)

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及びわが国で出生し、引続き在留している実子
定住者	外国人配偶者の連れ子等

### ②就労が認められる在留資格（活動が特定）

在留資格	該当例
技術	コンピュータ技士、自動車設計技士等
人文知識・国際業務	通訳、語学の指導、為替ディーラー、デザイナー等
企業内転勤	企業が海外の本店、支店から期間を定めて受け入れる社員（活動は、「技術」、「人文知識・国際業務」に掲げるものに限る）
技能	外国料理の調理師等
特定活動	ワーキングホリデー、卒業後就職活動を行う留学生等（条件があります）

◆他 13 種類の在留資格があります。

### ③原則就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、親族・知人訪問
留学	大学、高等学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	在留外国人等が扶養する配偶者・子

◆就労が認められていない在留資格者でも、資格外活動許可を受けると許可された範囲で就労することができますが、下表のように就労時間の制限があります。資格外活動許可書で確認しましょう。

	通常の就労期間 (1週間につき)	長期休暇中 (1日につき)
留学生	28 時間以内	8 時間以内
家族滞在		

### Q&Aなぜなにどうして？

**Q**；当社では社員旅行を毎年行っており、その積立金として毎月 1,000 円を社員の給与から控除しています。雇入れの際、給与から控除する旨を本人に伝え、了承を得て控除していますが、問題があるのでしょうか？

**A**；賃金は全額を支払うことが原則ですが、以下のものは控除してよいことになっています。

①税金や社会保険料など法令で定められたもの

②従業員の過半数組合や過半数代表者と「賃金控除協定」※を結び、その協定に定められたもの

※協定は監督署等に届出る必要はありません。

今回の事例は②に該当します。

賃金控除協定を結んでいない場合は、結んだ上で積立金の控除をする必要があります。

### 通勤費の非課税限度額の改正

自動車などを使用する人の通勤手当は、通勤距離が片道 15 キロメートル以上あれば、公共交通機関の運賃相当額（最高限度 10 万円）まで非課税とする扱いがありました。平成 24 年 1 月 1 日からは、この扱いがなくなり、下の表だけになります。

【通勤手当非課税限度額表（自動車等使用者）】

片道 45km 以上	24,500 円
片道 35km 以上 45km 未満	20,900 円
片道 25km 以上 35km 未満	16,100 円
片道 15km 以上 25km 未満	11,300 円
片道 10km 以上 15km 未満	6,500 円
片道 2km 以上 10km 未満	4,100 円
片道 2km 未満	全額課税